

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の4第1項
<b>【提出先】</b>	近畿財務局長
<b>【提出日】</b>	平成22年2月25日
<b>【会社名】</b>	株式会社くろがね工作所
<b>【英訳名】</b>	Kurogane Kosakusho Ltd.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	取締役社長 神 足 泰 弘
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	該当事項はありません。
<b>【本店の所在の場所】</b>	大阪市西区新町一丁目4番26号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社大阪証券取引所  (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長神足泰弘は、当社の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備および運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年11月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を致しました。

財務報告に関する評価の範囲は、当社および連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社および連結子会社ケイ・エス・エム株式会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社くろがね興産株式会社については、金額的および質的影響の重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業部門の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額を合算していき、概ね2/3に達している3事業部門を「重要な事業部門」とした。選定した重要な事業部門においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象と致しました。

さらに選定した重要な事業部門に関わる、それ以外の事業部門をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加致しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点である平成21年11月30日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断致しました。

記

当社ファシリティ環境事業本部におきまして、売上計上時期のズレなど不適切な会計処理が、平成21年6月に発覚し、その後の調査を経て、過年度において重要な決算の修正を行うこととなりました。全社的な内部統制における、統制環境上のコンプライアンス意識の欠如、職務分掌の不順守、リスク評価と対応におけるリスク検討の不足及び、モニタリングにおける運用上の問題があったと評価致しました。特に販売業務プロセスにおいて重大な欠陥があったと評価致しました。

当該事業年度までには是正できなかった理由と致しましては、不適切な会計処理の発覚を受け、再発防止に取り組んで参りましたが、再発防止に対する対策とそのコンセンサスが確認出来るまでに相当な時間が必要であり、是正完了に至りませんでした。

翌事業年度以降におきましては、財務報告に係る内部統制の整備及び運用についての重要性を強く認識しており、売上基準の厳格な運用を中心とした再発防止策を実施し、適切な内部統制を整備・運用致します。

1) 全社的な内部統制

	重要な欠陥の内容	是正計画に従った取組み状況
1	当社の一部部署において、法令順守、社内規定順守などコンプライアンスに対する意識が低く、過年度における不適切な会計処理を引き起こした。	内部統制の重要性とコンプライアンスの重要性を再認識させる教育と意識高揚のための啓蒙活動を継続的に実施していく。加えて、管理改善プロジェクトを立ち上げ、抜本的な業務改善を図っていく。
2	当社の一部部署において、役割分担が適切でなく、責任権限を逸脱した行為があり、不適切な会計処理を引き起こした。	職務分掌規定及び職務権限規程を見直し、不正を事前に防止する職務職掌を確立するとともに懲罰の基準を明確にした。
3	財務報告の信頼性を確保するリスクの評価及び対応が不十分であり、表面的なリスクのみをとらえてしまい、財務報告に係る不正リスクが顕在化した。	全部門において、想定されるリスクの再評価を行い、フローチャート及び業務記述書の改訂を行う。加えて、監査室にてリスク再評価を実施し、管理改善プロジェクトにて業務改善へと繋げて行く。
4	統制活動としての内部監査で、不適切な会計処理が発覚した一部部署の是正改善後の監査が完了しておらず、有効な評価が出来ていなかった。	是正改善後のリスク再評価を行い、内部監査を実施し、監査結果を内部監査報告書に取りまとめ、経営会議に報告し、経営会議にて有効性の判断を行う。
5	現行のITでは、当社の販売環境の変化に対応出来ておらず、システム改善が図れていなかった。	販売プロセスを中心として、正確性の観点からシステム改善策を決め、早急に対策を実施する。

2) 全社的な観点から評価する決算財務報告に係る内部統制

	重要な欠陥の内容	是正計画に従った取組み状況
1	受取手形に関して貸倒懸念債権の判定に際し、貸倒引当金の設定手続と手順に問題があり、引当不足となる不備があった。(期日変更手続を口頭のみで実施)	口頭のみで行っていた手形期日変更手続など、申請承認手続を書面で行い、資金部での申請受付と経理担当役員の承認手続を明確にした是正処置をする。

### 3) 販売業務プロセスに係る内部統制

	重要な欠陥の内容	是正計画に従った取組み状況
1	工事物件の完工基準に対する一部前倒し売上の計上をした。(顧客からの工事完了証明書がないままでの売上計上)	完工基準売上物件について、営業本部長が当該物件の完工を確認し、売上管理部にて工事完了証明書がない場合、売上計上を認めない体制を整備している。
2	出精値引、総額値引、商品クレーム値引きの処理時期をずらせ売上計上した。(値引きを了承した時点で処理すべきところ、処理時期を遅らせて処理)	顧客との値引交渉時に営業本部長に報告し、所定の決裁後に受注伝票を起票し、売上管理部が確認時に処理時期のズレがあった場合、原因究明を行い、是正処置をする。
3	役務収益を前倒して売上計上した。(納品完了後に処理すべき役務収益を納品完了前に当該役務収益のみを売上計上)	営業本部長が、注文書、見積書、作業完了証明書の内容(事実確認)を承認し、売上管理部が確認時に前倒処理があった場合、原因究明を行い、是正処置をする。
4	不適切な売上先変更をした。(売掛金未回収分を表面上長期売掛債権にならない様に売上先変更し、起算日を変更)	営業本部長が、現行売上内容、変更予定内容及び入金に至る経緯を確認し、所定の申請書にて決裁後に売上管理部にて再確認し、情報システム部にて変更処理する体制を整備している。
5	過年度の役務収益売上の取消を行った。(役務収益の売上取消処理を当初の了解時期より遅らせて処理)	営業本部長が顧客との取消折衝時に内容を確認し、所定の申請書にて決裁後に売上管理部が再確認し処理する体制を整備している。

当社は、上記に記載した内部統制の不備が関連する取引データについて、原始証憑等と再照合する等調査を実施し、必要な修正は連結財務諸表にすべて反映致しております。

### 4 【付記事項】

評価結果を受け、重要な欠陥を是正するため、事業年度末日後、内部統制報告書提出までに実施致しました是正処置は、以下の通りであります。

- (1) 管理改善プロジェクトの立ち上げによる管理体制の強化
- (2) 販売プロセスの見直しと売上管理部による売上債権管理の徹底
- (3) コンプライアンス教育(講習会など)による意識の再徹底

### 5 【特記事項】

#### 1) 過年度決算訂正の経緯

平成21年6月9日、当社の会計監査人である大阪監査法人から平成21年11月期第1四半期の売上計上に関わる取引を中心とした売上計上時期のズレなど不適切な会計処理がある旨の指摘を受ました。これについて、当該事実関係の詳細及び業績に与える影響の有無を調査する必要があることから社内調査委員会を設置致しました。

当社は社内調査委員会の調査だけでは客観性、透明性、公正性の観点から不十分であるとの判断から、平成21年6月12日、当社と利害関係を持たない外部の弁護士及び公認会計士からなる社外調査委員会を設置致しました。

調査結果を受け、過年度における決算訂正に係る影響額を確定し、平成21年7月29日、過年度決算短信及び中間決算短信の一部訂正について、平成16年11月期から平成21年11月期第1四半期までの有価証券報告書等に係る訂正報告書を提出致しました。

加えて、平成21年10月2日、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第23条第3項の規定に基づき、その経緯及び改善処置を記載した改善報告書を株式会社大阪証券取引所に提出致しました。

その後、平成21年10月8日、近畿財務局に対し、平成21年7月29日付けで遅延提出致しました四半期報告書に関して金融商品取引法第26条に基づく報告を行いました。

## 2) 報告書の公表

現時点までに過年度決算訂正及びその後の調査に関連し公表致しました報告書の名称、公表日などは、以下の通りです。

報告書名	作成者	公表日
「業績に影響を与える事象の確認のための調査委員会の設置について」に関する最終調査結果及び当社の対応方針のご報告	当社	平成21年9月4日
改善報告書	当社	平成21年10月2日